建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律の取扱について(発注者監督職員用) Q&A

平成30年4月

長崎県土木部

- 1. 契約書(別紙)に関する事項(法第13条関係)
 - Q1 特定建設資材廃棄物が発生しないで、特定建設資材のみを使用する工事の場合、契約書(別紙)は経理担当者へ提出の必要がありますか。
 - A1 契約書(別紙)の経理担当者への提出は必要ありません。
 - Q2 変更指示により対象建設工事となった場合、契約書(別紙)はどの時点で作成 すべきですか。
 - A2 変更契約時に契約書(別紙)を作成し、経理担当者へ提出してください。
 - Q3 平成14年5月30日以前に当初契約をし、平成14年5月30日以降変更契約 を実施する工事は対象となりますか。
 - A3 対象となりません。(平成14年5月30日以降の当初契約から適用)
 - Q4 設計変更が伴わない場合で、処理施設のみ変更となっている場合、変更契約 をしなければならないのですか。
 - A4 契約書(別紙)の変更をしてください。(変更稟議+別紙のみ)
 - Q5 契約書(別紙)は、経理担当者へ提出する際、班長のチェックを受ける必要はありますか。
 - A5 設計図書を経理担当者へ渡す前に担当班長が確認してください。
- 2. 計画の通知に関する事項(法第11条関係)
 - Q6 通知書の提出方法は、郵送、メールすべて可能ですか。
 - A6 平成30年4月以降は様式を変更し、原則としてメールで提出に変更します。 メールがセキュリティ上使用できない場合などに限り、紙面の持参または郵送 で受け付けますので、窓口に確認をお願いします。

メールはできるだけLGWANに接続できるメールアドレス(末尾が「lg.jp」)を使用してください。それ以外のメールアドレスを使用する場合は、必ず電話連絡が必要です。セキュリティ上の理由により電話連絡があるまで受付けられません。

また、添付ファイルはPDFファイル形式しか使用できません。

なお、平成30年9月28日までは移行期間として旧様式を用いた持参または 郵送による提出を可とします。

- Q7 工事着手前とはいつですか。
- A7 工事着手前とは、準備等で最初に工事現場に入る日の前日までをいいます。

- Q8 工事区間が2つ以上の市町村にまたがった場合の通知先はどこですか。
- A8 通知書の宛先が違う場合は双方に通知してください。 通知書の宛先が同じ場合はいずれかに通知してください。

具体例)

工事の内容	通知先
A県内のB市(通知書の宛先はB市長で通知先はB市役所)とC市(通知書の宛先はA県知事で通知先はE土木事務所)に跨る工事	A県とB市の双方に通知してください
A県内のB市(通知書の宛先はA県知事で通知先はC土木事務所)とD市(通知書の宛先はA県知事で通知先はE土木事務所)に跨る工事	C土木事務所かE土木事務所のいず れかに通知してください
A県とB県に跨る工事	A県とB県に通知してください

- Q9 通知書の決裁はどこまで必要ですか。また、公印は必要ですか。
- A9 長崎県の場合、決裁については担当課長までとします。

通知書の公印については、本来は必要とされています。長崎県の場合は、 長崎県文書取扱規程第41条の規定により押印を省略します。

長崎県文書取扱規程(公印等の押印)

第41条 浄書文書には、公印及び契印の押印又は電子署名の付与を行わなければならない。ただし、県の機関に対して施行するもの及び県の機関以外のものに対して施行する軽易なものについては、公印及び契印の押印又は電子署名の付与を省略することができる。

また、公印を押印する場合はPDF形式の電子データに変換し、メールに添付して提出してください。原本は提出不要としますので、各自で保管してください。

- Q10 特定建設資材の使用又は解体工事において特定建設資材廃棄物が発生しない工事で、施工中に対象建設工事となった場合、通知書をいつの時点で通知すればいいのですか。
- A10 特定建設資材の使用又は特定建設資材廃棄物の分別解体の着手前に通知 してください。
- Q11 当初特定建設資材の使用又は解体工事において特定建設資材廃棄物が発生 する請負額500万円以下の土木工事で、施工中に工事打合せ簿で請負額が 500万円以上になるような工事量の増を指示した場合、通知書はいつの時点 で通知すればいいのですか。
- A11 受注者に工事打合せ簿で請負額が500万円以上になる工事量の増を指示した時点で速やかに通知してください。

- 3. 再資源化等報告書に関する事項(法第18条関係)
 - Q12 再資源化等報告書の保存期間はいつまでですか。
 - A12 完成書類(工事写真・日報等)と同じ保存期間とします。
 - Q13 再資源化等報告書添付資料の、再生資源利用実施書及び再生資材利用促進 実施書に記載する数量はどの数量を記入するのですか。
 - A13 最終の契約数量とします。

4. その他

- Q14 個人の家屋を解体する場合も建設リサイクル法は適用されますか。
- A14 個人の家屋を解体する場合であっても法律は適用されます。

建築物の解体・・・特定建設資材廃棄物が発生するもので、解体部分の床面積 の合計が80㎡以上のもの。

- Q15 提出様式はどうしたら手に入りますか。
- A15 1)長崎県土木部ホームページに掲載しています。

http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/ test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/fukusanbutu/ (建設企画課→建設工事関係→建設副産物

- →長崎県建設リサイクルガイドラインに関する様式)に掲載しています。
- 2)届出窓口にて配付しています。
- Q16 再生資源利用計画書及び再生資材利用促進計画書には、特定建設資材及び 特定建設資材廃棄物のみの記載でいいですか。
- A16 他の欄についても記載してください。
- Q17 法第11条通知の場合、届出済シールの現場掲示は必要ですか。 現場に掲示したい場合はどこで配布してもらえますか。
- A17 長崎県では法第11条通知の場合は届出済シール現場掲示は不要です。

法第11条通知の場合は、届出済シールの配布を行いません。通知済を現場 に掲示する場合は、任意の様式に下記の事項を記載して行ってください。

「建設リサイクル法通知済、受付日、受付番号、通知書受領行政庁名」